

令和6年第8回早島町農業委員会

1. 開催日時 令和6年8月9日（金）

開会時刻：9時55分 閉会時刻：10時45分

2. 早島町役場2階 第一会議室

3. 出席委員

- 1 番 高 畠 正人
- 2 番 栗坂 一郎
- 3 番 林 正
- 4 番 原 勝
- 5 番 安原 輝夫
- 6 番 日笠 太（会長）
- 7 番 眞鍋 和崇
- 8 番 増田 利之
- 9 番 佐藤 周二
- 10 番 片岡 正夫
- 推進委員 佐藤 省三

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第19号 早島町農地利用最適化推進委員の任命について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第2号 農地法第18条の規定による解約通知について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 猪木 浩二

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

事務局長（猪木 浩二君）

ただいまから、令和6年第8回早島町農業委員会を開催いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員10名、欠席委員0名でありますので、農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、農地利用最適化推進委員の辞令交付を行います。佐藤 省三委員は議長席までご移動ください。

【辞令交付】

事務局長（猪木 浩二君）

ありがとうございました。ここで佐藤 省三委員に自己紹介をお願いしたいと思います。

推進委員（佐藤 省三君）

【自己紹介】

事務局長（猪木 浩二君）

ありがとうございました。3年間どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりよろしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、1番の高畠 正人委員、2番の栗坂 一郎委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程１の議案第１９号 農地法第３条の規定による許可申請 を議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

お手元の議案書の２ページをご覧ください。議案第１９号 農地法第３条の規定による許可申請についてでございますが、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字四ノ割●●●番●、地目が畑、面積の６８７㎡で、譲渡人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●番にお住いの●● ●●●さんです。申請事由は、相手方の要望、譲受人は増反によるものとなっております。位置図は３ページとなります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を２番 栗坂 一郎委員からよろしくをお願いします。

２番（栗坂 一郎君）

８月５日に現地確認を行いました。この農地は１０年ほど前までは無花果を作られておりました。それ以降は荒れ放題という格好で現状に至っております。ここは水路がなく全く畑には向かないし、残るとすれば果樹かなという感じで、購入者の●●さんが現在持っているところへ果樹を植えているので、引き続きこの隣の土地も管理していただけるのがベストかなと思っております。今年はまだ他人の土地ですが草刈りもしてくれていますし、これでいった方がいいんじゃないかと思います。他に使い道はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第19号・番号1については許可したいと思っています。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第21号・番号1は許可されました。

続きまして、日程2の議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本件について、8番 増田 利之委員は利害関係人でありますので、増田委員には一時退室を求めます。

【増田委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書の4ページをお開きください。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、番号1について権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字柿原●●●●番●、地目が田、面積が214㎡で農地区分は第2種、早島字柿原●●●●番●、地目が田、面積8.02㎡で農地区分は第2種、合計2筆222.02㎡となっております。譲渡人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地●階、株式会社●●●●●● 代表取締役 ●● ●●さんです。転用目的は、露天資材置き場で、転用事由は現在、町内で不動産業を営んでいるが、材木・看板・幟等の資材の保管場所がなく、弊社代表の親族が所有する申請地を譲受け露天資材置き場として利用したい、です。位置図は5ページとなっております。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を3番 林 正委員からよろしく願います。

3番（林 正君）

8月7日に現地確認を行いました。この大きな一角は●●●●●が買うか、

借りるかという話で、今は草が生えている。その●●●●●●が撤退することになり部分的に売られるのだと思う。資材置場にしても問題はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7 番（眞鍋 和崇君）

今耕作もされていないですね。

3 番（林 正君）

そうです。この一角全部。一時、●●●●●●が借りるという話があったが、●●●●●●が地主と契約していたが、やめる場合は田んぼにして返しますという契約になっていたので周りの人は田んぼに戻すみたいだが、今は全部草が生えています。いずれこの不動産業者が全部買うんじゃないか、先のことは分からないが、一応道路沿いで横付けして物を置くには便利がいいと思います。本当に資材置き場にするなら何も言うことはないが、まとめて買う予定なら問題があると思います。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 20 号・番号 1 については許可としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 20 号は許可されました。
ここで増田委員の入室を認めます。

【増田委員入室】

議長（日笠 太君）

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書の6ページをご覧ください。報告第2号 農地法第18条の規定による解約通知についてでございますが、番号1について農地の所在は早島字下野●●●●番●、地目が田、面積が3268㎡外6筆、合計10,244㎡です。貸付人は倉敷市水江●●●●番地18にお住いの●● ●●さん、借受人は倉敷市水江●●●●番地●●にお住いの有限会社●●●● 代表取締役 ●● ●●さんです。こちらは賃貸借権の合意解約となっております。位置図は7ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

1 番（高畠 正人君）

●●●●番地はグーグルマップで見ると、畑になっています。現地に行っても畑です。

事務局（杉本 和也君）

議案書の中の登記簿地目と現況地目は、登記簿地目は登記上の地目、現況地目は今のところは課税地目となっておりますので現況と差異がある場合もあります。

1 番（高畠 正人君）

わかりました。

議長（日笠 太君）

他にご質問・ご意見等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

他にないようでありますので、以上で報告第2号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（杉本 和也君）

８ページをお開きください。次回の農業委員会は９月１１日（水）１０時からを予定しております。場所は役場２階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願いします。以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和６年第８回早島町農業委員会を閉会いたします。